

契約保証金免除申請書

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター 総長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

今般、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターの空調・冷暖房等設備保守点検業務の委託契約に関し、下記のとおり地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第3号に該当しますので、契約保証金の納付を免除されるよう申請いたします。

記

契約履行年月日	契約件名	契約金額	取引先

この申請書には過去2年間に履行したもののみ記入してください。

〔注意事項〕

契約事務取扱規程第26条第3号とは

「契約の相手側が、法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる規定のことです。

「種類」とは、契約の種類の区分 空調・冷暖房等設備保守点検業務

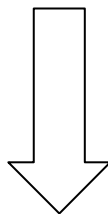
「規模」とは、契約金額 当該契約の契約金額

「ほぼ同じくする」とは 契約金額の7割に相当する金額以上

「数回以上」とは 2回以上

のことをいいます。

参考：地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）



地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

- 第3条 契約責任者（会計規程第46条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託役務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
 - 3 大阪府建設工事等指名停止要綱、大阪府物品関係指名競争入札指名停止要綱又は大阪府請負契約業務競争入札参加資格指名停止要綱に基づく指名停止の措置がなされている者を、当該指名停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
 - 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。
 - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

- 第4条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。
- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
 - 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
 - 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期的に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

(指名競争入札の参加者の資格)

第 16 条 第 3 条及び第 4 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

(契約保証金の納付)

第 25 条 会計規程第 44 条第 1 項に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 5 以上の金額とする。

2 第 6 条第 2 項の規定は、契約保証金の納付について準用する。

3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第 26 条 契約責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める府の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。

二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

三 第 3 条、第 4 条第 2 項、同条第 3 項又は第 16 条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体又は公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去 2 年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

五 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

六 契約金額が 150 万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。

七 国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

八 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。

- 九 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。
- 2 前項第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請を行わなければならない。